

平成 29 年 度

第 2 回

多良木町農業委員会総会議事録

平成 29 年 5 月 10 日

多良木町農業委員会

平成29年度

第2回

多良木町農業委員会総会議事録

1 場所

役場委員会室

2 日時

平成29年5月10日(金)午前9時

3 出席委員

1	谷口 照幸	2	児玉 ちさ子	3	小田 康宣	4	深水 良子
5	椎葉 史郎	6	田山 俊博	7	星原 一男	8	岩崎 正行
9	西 辰郎	10	西 丈一	11	秋山 昇	12	黒木 康德
13	尾方 隆博	14	加藤 征一郎	15	藤本 優	16	益田 良則
17	林田 裕司	18	福嶋 重實	19	中野 友春	20	田中 英一

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5 事務局出席

局長 川越 恭子	係長 佐々木 英人	主事 荒川 秀樹
----------	-----------	----------

6 議事

日程第1

議事録署名

5 番

6 番

日程第2

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

日程第3

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見進達について

日程第4

議案第6号 多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第5

議案第7号 事前調査委員の指名について

日程第6

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による小作料の合意解約の報告について

日程第7

報告第4号 許可不要転用届けについて

日程第8

その他

○事務局長

ただいまより平成 29 年度第 2 回多良木町農業委員会総会を開催いたします。
会長よりごあいさつをお願いします。

○会長

改めましておはようございます。

春の農繁期に入りまして、水田の耕起作業など、田植えの準備が、始まっているよう
でして皆さん方には大変お忙しい中に、第 2 回多良木町農業委員会総会に出席をいた
だきましてありがとうございます。

迷惑な春の使者と言われております、黄砂がですね、ゴールデンウィークの終わりの
ころ 7 日から 8 日にかけて、初めて日本で観測をされまして、統計記録上最も遅い観測
としてニュースになっておりました。

黄砂現象とは皆様、ご承知のとおり、中国大陸、内陸部付近からの、砂塵が強風によ
って大気中にまい上がりまして、偏西風に乗って飛来しまして、浮遊しながら降下する
現象のことを、黄砂と言っているようです。

3 月から 5 月に主に飛来して来るそうでした、またこの黄砂というのは九州地方含む
南日本西日本というイメージがありますが今年は偏西風の流れが変わっておりまして、
北海道とか東北の方にも多く飛んでいっているそうです。

また黄砂に加えまして、PM2.5 ですね、有害で極めて小さい大気汚染物質も確認さ
れておりまして、これから夏にかけて、多く飛来するものと予想されますので、気象の
予報にも、気をつけていただいて、高い濃度の予報が出た場合には、マスクを着用する
などの対策をとっていただきたいと思ひますし、特にですね、小さな子供さんがおられ
る家庭におきましては、外出の際には、注意を呼びかけていただければと思ひます。

きょうは全員出席ですので、総会は成立をしております。

また昨日から現地調査に行かれた委員の方にはご苦労さまでございました。

後ほど、調査結果の報告をしていただきたいと思ひます。

また今日は、総会終了後に勉強会も予定しておりますので、最後までのおつき合いをお
願ひしましてあいさつとさせていただきます。

○議長

議事進行につきましては、着座の上、進めさせていただきます。

それでは、早速、議事に入ります。

まず、日程第 1 の議事録署名議員の指名でございますが、私のほうに一任させていた
だくことにご異議ありませんでしょうか。

はい。

異議なしということですので、私の方から指名をさせていただきます。

5 番、6 番に、お願いします。

書記につきましては事務局のほうでお願いしたいと思ひます。

日程第 2、議案第 4 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について議題といたします。

議案の説明を事務局よりお願いしたいと思います。

○事務局長

日程第 2、議案第 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてです。

下記資料のとおり、農地の権利移転等についての許可申請がありましたので、許可、不許可についてな意見を決定していただくものです。

番号 1 番、ご覧のとおりです。

2 番、ご覧のとおりです。

3 番、ご覧のとおりです。

4 番、ご覧のとおりです。

以上、4 件になっております。

ご審議お願いいたします。

○議長

調査員の方からの現地調査の結果の報告をお願いします。

○4 番

農地法第 3 条調査、所有権移転、農地法に基づく許可検討事項について、議案第 4 号、番号 1 番から 4 番までの説明をいたします。

5 月 9 日、3 番、4 番、11 番の委員と事務局で現地調査を実施し、周辺の農地の利用状況等を確認しました。

調査地は第 1 種農地です。

全部効率利用につきましては、耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に理由利用できるものと見込まれる。

譲受人は農作業を行う必要があるものについて 280 日程度農作業に従事すると見込まれる。

譲受人が耕作に供すべき農地の面積の合計は 50 アール以上である。

許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。

申請農地は農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと認められる。

なお、農業委員と事務局職員が現地調査を実施し、周辺の農地の利用状況などを確認しました。

ここは親子で、ご子息が、36 歳で、今、権利は譲っておられます。

受付番号 2 番、周辺の農地の利用状況等を確認しました。

調査地は第 1 種農地です。

賃借人は義父である、賃貸人の所有する農地を借りて就農されます。

全部効率利用につきましては、耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業常時従事につきましては、賃借人は農作業を行う必要がある日数について 300 日程度農作業に従事すると見込まれます。

下限面積につきましては、賃借人が耕作に必要な事業に供すべき農地の面積の合計は 50 アール以上です。

転貸禁止につきましては、許可申請に係る後は賃貸人の所有農地であり、転貸にはあたりません。

利用の確保につきましては、農業上の効率的、総合的な利用の確保に支障は生じないものと認められます。

なお、農業委員と事務局職員が現地調査を実施し、周辺の農地の利用状況を確認しました。

この 2 番は、親子だそうです。

新規就農されるようで、繁殖牛、和牛ですね、繁殖牛で、5 頭くらい 7 月末ぐらいから養われるそうです。

1, 857 m²のところには水田ゴボウとそれから下の方が W C S を耕作の予定です。

番号 3 番の説明をいたします。

譲受人は農地を取得し就農します。

兼業農家です。

あさぎり町に 2, 677 m²、黒肥地に 651 m²を借りて、合計 5, 358 m²になります。

耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供することができる農地のすべてを、効率的に利用できるものと見込まれます。

譲り受け人は、農作業を行う必要がある日数について 80 日程度農作業に従事すると見込まれます。

譲受人が耕作の事業に供するべく農地の面積の合計は 50 アール以上である。

許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。

事業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと認められる。

譲渡し人の甥だそうです。

自営業ですが兼業して、米作りをされるということです。

4 番の説明をいたします。

譲渡人は福岡市に在住で現在耕作管理ができない状態です。

譲受人は農地を取得し、黒肥地に在住の両親とともに兼業し、農業に従事されます。

耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等から

見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業常時従事について譲受人は農作業を行う必要がある日数について 60 日程度農作業に従事すると見込まれます。

下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に要すべき、取得後の耕作面積の合計は 20 アール以上であり、下限面積要件は満たしている。

許可申請に係る後は、譲渡人の所有農地であり、転貸にはあたりません。

申請農地は農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと認められます。

今は相良村に住んでおられますが、40 歳です。

牛をですね、今 3 頭ぐらい持っておられいずれは、そこで、専業農家をしたいということで、ゆくゆくは 30 頭にふやしたいということだそうです。

これが牛舎と栗園が入ってまして、栗園が 60 万円で、牛舎の敷地が 30 万円ぐらいだろうということです。

以上です。

以上のことから、議案第 4 号、1 番、2 番、3 番、4 番につきましては、許可条項等によります許可要件はすべて満たしていて問題ないと考えます。

○議長

ただいま現地調査の報告もありました。

何か補足などありませんか事務局。

○事務局長

4 番の譲受人は、現在、相良村にお住まいですが、秋には、黒肥地のほうに引っ越しをされる予定だそうです。

○議長

第 4 号の議案の説明と、現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質問などありましたら出していただければと思います。

○13 番

番号 2 番の自宅はどこになるんでしょうか。

○事務局

多良木の 4 区の 1 にお住まいです。

奥さんと子供さんが 1 人ということで、3 人世帯ということで、そこに住まわれて農業されていくということをお話を聞いております。

○議長

ほかにございませんか。

2 番の賃貸人は人吉ですか。

○事務局長

人吉から通作されています。

農作業に通っていられているようです。

そのうち、多良木の方にまた戻ってこられるというお話でした。

○議長

ほかにございませんか。

ありませんね。

はい。

意義がないようですので、全員賛成ということで、議案第4号は原案の通り決定をさせていただきます。

続きまして日程第3、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する進達意見の決定について、議題といたします。

説明を事務局よりお願いします。

○事務局長

日程第3、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する進達意見決定について、下記のとおり、農地を農地以外のものにするため、許可申請がありましたので、許可、不許可についての進達意見を決定していただくものです。

番号1番、お手元の資料をご覧ください。

ご覧のとおりです。

合計面積759平米になります。

この1031平米のうち272平米は山林を活用されるということです。

ご審議よろしく願いいたします。

○議長

議案の説明が終わりました。

○3番

農地法に基づく農地転用許可検討事項について、議案第5号、番号1番の説明をいたします。

譲渡し人は高齢のため、自力での農地の管理が難しいため、事業計画者である、譲受人、子の配偶者へ譲渡し、事業用太陽光発電設備を設置されるものです。

平成29年4月9日、4番、11番、私と事務局にて現地を調査しました。

申請農地は2種農地になります。

申請に必要な資力、信用はあります。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得てあります。

規則47条1項申請にかかわる用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後1年以内に着工される予定であり、確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は事業の目的から見て妥当な面積です。

土砂の流出崩壊その他の災害の発生のおそれや農業用、用排水や周辺農地への営農に

支障はないと思われます。

何かあった場合は対処されることになっております。

以上のことから問題ないと考えます。

以上です。

○議長

終わりました。

これより、質疑に入ります。

何か、ご質問なり、ご意見なりありましたら、出していただければと思います。○議長

何かご意見などございませんか。

ないようですので、議案第9号は、原案のとおり、決定をさせていただきます。

日程第4議案第6号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

この、議案第6号につきましては、議員参与制限にかかわる方がおられますので、退席をお願いしたいと思います。

3番委員、4番委員。

当該議案の審議が終わるまで退席をお願いします。

それでは、退席された委員さんに係わる議案の説明をお願いします。

○事務局

平成29年第5回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書につきまして、5月2日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

まず、退席された方についての説明を申し上げます。

別冊の方の資料にあります。

では、集積計画をごらんいただきたいと思います。

(退席した委員が係わる件について説明)以上が退席された方のご説明になります。

よろしく申し上げます。

○議長

退席された委員さん方に関係する議案の説明が終わりました。

この件について何かご質問になりご意見なり、ないでしょうか。

特にないようですので、退席された委員の入室をお願いします。

次に、議案第6号の残りの議案の説明をお願いします。

○事務局

総括表でご説明をしたいと思います。

(残りの議案について説明)はい、説明は以上になります。

内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておると考えております。

以上になりますよろしく申し上げます。

○議長

これより、質疑に入ります。

ご質問なり、ご意見なりありましたら、お願いします。

議案第 6 号については何かご意見なりありませんか。

ないようですので、議案第 6 号は全員賛成ということで、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、日程、第 5、議案第 7 号の事前調査員の指名等について、提案をさせていただきます。

今回の総会を 6 月 12 日、月曜の午前 9 時から事前調査を 9 日金曜日の 9 時から予定をしております。

調査委員については、5 番、6 番、12 番を予定しておりますが、ご都合は如何でしょうか。

事前調査は 9 日金曜総会を 12 日月曜、の予定です。

よろしいということですので、5 番、6 番、12 番に事前調査をお願いします。

先ほど申しましたように、事前調査は 9 日金曜日の 6 月 9 日金曜日の午前 9 時から総会を 12 日の月曜午前 9 時からとさせていただきます。

次に、報告事項に入ります。

日程第 6 報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について議題といたします。

それでは議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第 6 報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてご説明を申し上げます。

資料の方は 6 ページからになります。

平成 29 年 3 月 28 日から平成 29 年 4 月 25 日までの提出分になります。

(資料により説明) 以上 21 件出ております。

○議長

質問、ご意見が無いようですので、報告第 3 号は終わります。

続きまして、日程第 7 報告第 4 号許可不要転用届について議題といたします。

第 4 号の報告をお願いします。

○事務局長

日程第 7 報告第 4 号許可不要転用届の報告について。

熊本県より、土地収用法第 3 条第 1 項第 5 号に基づきます許可不要転用届け出が提出されております。

内容につきましては、ご覧のとおりです。

転用理由といたしましては、土地改良事業です。

○議長

ただいま、報告第4号の説明が終わりました。

この件について、ご意見などありませんか。

○11番

何故許可不要なのですか。

○事務局

許可不要転用届けについて説明。

○6番

大久保の土地改良事業の人たちの名前が載っておりますけれども、買収面積はこれだけしか上がってきていないのですか。

○事務局長

報告につきましては、ご覧のとおりです。

○6番

残りはどうなるのですか。

○事務局長

詳細につきましては、県の方に聞いてみないと分かりません。

○議長

ほかにありませんか。

はい。

ないようですので、報告第4号は、以上で終わります。

提案された議案の審議並びに報告はすべて終了いたしました。

○議長

ほかにありませんか。

はい無いようでしたら終わりたいと思います。

○事務局長

これもちまして、平成21年度第2回多良木町農業委員会総会を終わります。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

5番委員

6番委員

書記